

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年12月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第10号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第36条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 勤務規程第9条第2項の規定に基づく勤務に係る手当の額及びその支給方法については、別に定める。

別表第4中

「

下水水質試験，下水道管路巡視作業，ポンプ場巡視作業，下水処理技術及び下水排水調査・規制業務	日額500円
---	--------

」

を

「

疏水除じん作業，下水水質試験，下水道管路巡視作業，ポンプ場巡視作業，下水処理技術及び下水排水調査・規制業務	日額500円
---	--------

」

に，

「

浄水作業及び疏水除じん作業	日額400円
---------------	--------

」

を

「

浄水作業及び疏水維持作業	日額400円
--------------	--------

」

に,

「

下水現場技術	日額300円
--------	--------

」

を

「

疏水現場技術及び下水現場技術	日額300円
----------------	--------

」

に,

「

漏調監督, 疏水維持作業, 開閉栓業務, 車両整備工, 浄水場維持整備作業及び水道水質試験	日額200円
--	--------

」

を

「

漏調監督, 開閉栓業務, 車両整備工, 浄水場維持整 備作業及び水道水質試験	日額200円
---	--------

」

に改める。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、同月9日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)